

障害者雇用の相談窓口・支援機関

● ハローワーク(公共職業安定所) <https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門職員が障害の種類・程度に応じた職業相談・紹介、職場定着指導等を実施しています。

● 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 <https://www.jeed.go.jp/>

❖ 地域障害者職業センター

事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助を実施しています(雇用管理の相談全般に応じます)。

❖ 都道府県支部

障害者雇用納付金の申告・申請の受付、障害者雇用に関する助成金の受付、障害者職業生活相談員資格認定講習を行っています。

❖ 中央障害者雇用情報センター

障害者の雇用管理に関する相談や援助、専門家の派遣に関する相談、就労支援機器の紹介や貸出を行っています。

● 障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活における自立を図るため、就業面及び生活面における一体的な支援を行っています。

※その他、自治体や民間法人が設置する地域の就労支援機関があります。
就労支援機関についての詳細は、地域障害者職業センターにお尋ねください。

障害者雇用に関する各種情報・資料

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 <https://www.jeed.go.jp/>

□ 雇用事例リファレンスサービス(事例データベース)

障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例や、合理的配慮の提供に関する事例を紹介しています。業種や障害ごとに検索することができます。

□ はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～

障害者雇用を進めるにあたっての疑問や不安に対して、具体的な方策や関連情報をQ&A形式で解説しています。

□ 障害者の職場定着と戦力化

障害者の戦力化の工夫など中小企業の15事例を紹介しています。

□ みんな輝く職場へ～事例から学ぶ 合理的配慮の提供～

合理的配慮の取組事例を映像資料で紹介しています。



□ 職場改善好事例集

障害者の雇用管理等、事業所の実践をテーマ別にご紹介しています。

□ 障害者雇用マニュアル コミック版

障害者雇用に関するノウハウや雇用事例を、障害別にコミック形式でまとめたマニュアルです。

- ・視覚障害者と働く
- ・知的障害者と働く
- ・聴覚障害者と働く
- ・精神障害者と働く
- ・発達障害者と働く
- ・高次脳機能障害者と働く

障害者雇用のための サポートツール

趣旨と使い方

このツールは、これから障害者雇用に取り組む事業主や既に取り組んでいる事業主に、障害者雇用を円滑に進めるためのヒントにしていただけるよう、障害者雇用のための取組チェックポイントをまとめたものです。

事業主が主体となって障害者雇用に向けた取組を検討していただく中で、地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラー等の支援者と相談しながら、このツールをご活用ください。

チェックポイント別の詳細を説明した「障害者雇用のためのサポートツール チェックポイント別参考資料」と併せてご活用ください。

障害者雇用のための取組 チェックポイント一覧

- 既存の職務の中に障害者に合った仕事が見当たらない場合は、次のような方法で既存の仕事の枠組みを見直し新たな職務を創出します。

- 仕事の手順や職場環境を改善する
- 複数の仕事の一部を切り出し、一人分の仕事として段階的に積み上げる
- 障害者の不得手な作業等の担当を見直し強みを生かす

[取組状況]

- 障害者専用の求人を公開し募集することができます。
- 障害者専用求人、一般の求人のいずれにおいても、募集の対象から特定の障害種別の障害者を排除しないようになります。

[取組状況]

- 障害者の相談窓口(担当者)や困っていること等の対応を検討する体制を社内に整えることが望まれます。
- 担当者が孤立したり、過度な負担を抱えることがないよう、社内の協力体制を整えておくことが大切です。

[取組状況]

職務内容、
配属部署は
決まっていますか

経営者は
障害者雇用の方針を
広く社内に
示していますか

募集・採用の方法は
決まっていますか

障害者雇用が社内に
理解されていますか

社内の
サポート体制は
ありますか

上司や同僚は、
障害者への関わり方を
理解していますか

障害者雇用を
サポートする
支援機関を
利用していますか

- 障害者雇用をサポートする支援機関をご活用ください。
- 活用方法がわかりにくい場合は、地域障害者職業センターへご相談ください。
*就労支援機関については、裏面をご覧ください。

[利用している支援機関]

- 経営者が障害者雇用に対する具体的な取組の方針を示すことは、障害者雇用のあり方について社内のコンセンサスを得ることにつながります。

[取組状況]

- 障害者雇用について人事管理部門の担当者や配属先の上司など特定の社員のみならず社内の幅広い社員に理解され、一人一人が取り組む意識を持つことが大切です。

[取組状況]

- 障害者と一緒に働く上司や同僚が、障害者の障害特性や必要な配慮事項を理解することは、仕事上の適切な配慮の提供と職場の良好な関係構築につながります。

[取組状況]